

# 広島文化学園情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人広島文化学園並びに法人が設置する大学（大学院を含む。）、短期大学及び附属施設（以下「学園」という。）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し、必要な事項を定めることにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程で次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開 学園が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 開示 この規程に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

## (公開する情報)

第3条 学園は、次の各号に掲げる情報を、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 学園の基本的情報
- (2) 経営及び財務に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 寄附行為
- (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
- (6) 役員の報酬等の支給基準に関する情報
- (7) 教育研究活動等に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む。）
- (8) 評価等に関する情報
- (9) コンプライアンス等に関する情報
- (10) 学生の活動に関する情報
- (11) その他社会一般に公開することを理事長が決定した情報

2 前項各号により公開する情報の細目及びホームページで公開する情報の更新の責任部署並びに更新時期は、別表のとおりとする。

## (非公開情報)

第4条 前条に掲げる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報
- (3) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、学園以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

## (開示する書類)

第5条 学園は、寄附行為及び次に掲げる書類を各キャンパスに備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書
- (5) 監査報告書
- (6) 役員等名簿
- (7) 役員報酬規程

2 前項第1号から7号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間備え置かなければならない。

3 学園は、第1項に規定する書類以外に、理事長が開示することを決定した情報について開示することができる。

（閲覧請求手続）

第6条 閲覧請求者は、所定の申請書に、住所、氏名、電話番号、閲覧等を申請する書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、各キャンパス事務室に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の申請は、学園の就業日の執務時間内に行わなければならない。

（閲覧申請の拒絶等）

第7条 学園は、次に掲げる場合は、閲覧の申請を拒絶することができる。

- (1) 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続に違反した申請である場合
- (2) 学園を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

（閲覧）

第8条 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、学園の就業日の執務時間内に、学園が指定する場所において行わなければならない。

2 学園は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧の停止又は禁止）

第9条 学園は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他この規程に違反したとき。

（実施細則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年1月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。（教職員を職員に変更）

3 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(情報公開に伴う変更)

4 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(条文の全面見直し、情報公開項目の整理等)

別表 公開する情報の細目 (第 3 条第 2 項)

第 3 条第 1 項各号の情報	情報の細目	ホームページ更新の責任部署	ホームページ更新の時期
(1) 学園の基本的情報	建学の精神, 沿革	法人事務局	4 月 1 日
	ガバナンス・コード	法人事務局	4 月 1 日
(2) 経営及び財務に関する情報	経営理念, 経営目標, 経営戦略	法人事務局	4 月 1 日
	中期経営計画	法人事務局	4 月 1 日
	財産目録, 貸借対照表, 収支計算書	法人事務局	6 月 1 日
	事業計画	法人事務局	4 月 1 日
	事業報告	法人事務局	6 月 1 日
(3) 監査に関する情報	監査報告	法人事務局	6 月 1 日
(4) 寄附行為	寄附行為	法人事務局	4 月 1 日
	寄附行為変更の認可を受けたとき又は寄附行為変更の届出をしたときの寄附行為の内容	法人事務局	都度
(5) 役員等名簿	役員等名簿 (理事, 監事及び評議員の氏名を記載した名簿)	法人事務局	6 月 1 日・都度
(6) 役員の報酬等の支給基準	役員報酬等に関する規程	法人事務局	4 月 1 日
(7) 教育研究活動等に関する情報	教育研究上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項	大学・短期大学本部	4 月 1 日
	教育研究上の基本組織	大学・短期大学本部	4 月 1 日
	教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	大学・短期大学本部	5 月 15 日
	入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	大学・短期大学本部	5 月 15 日
	授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	大学・短期大学本部	4 月 1 日
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	大学・短期大学本部	4 月 1 日

	校地，校舎等の施設及び設備その他「の学生の教育研究環境	大学・短期大学本部	6月1日
	授業料，入学料その他の大学が徴収する費用	大学・短期大学本部	4月1日
	大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援	大学・短期大学本部	4月1日
	学位論文に係る評価に当たっての基準	大学・短期大学本部	4月1日
	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	大学・短期大学本部	4月1日
	教員の養成に関する情報	大学・短期大学本部	4月1日
(8) 評価等に関する情報	学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価	大学・短期大学本部	7月1日
	学校教育法第109条第2項に基づく認証評価	大学・短期大学本部	4月1日
	教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく自己点検・評価	大学・短期大学本部	4月1日
	設置認可届出申請書，設置計画履行状況報告書，高等教育の修学支援制度の機関要件確認申請書	大学・短期大学本部	5月15日・都度
	各種アンケート調査の結果	大学・短期大学本部	4月1日・都度
(9) コンプライアンス等の取組に関する情報	広島文化学園公益通報等に関するコンプライアンス相談窓口	大学・短期大学本部	4月1日
	公的研究費等の不正防止に関する相談窓口	大学・短期大学本部	4月1日
	公益通報及び公的研究費の不正行為の防止に関する規程等	大学・短期大学本部	4月1日
(10) 学生の活動に関する情報	学生自治会活動	大学・短期大学本部	4月1日
	クラブ・サークル活動	大学・短期大学本部	4月1日・都度
(11) その他理事長が決定した情報	入試情報	入学支援センター	都度
	社会貢献	社会連携センター	4月1日

	国際交流	国際交流センター	4月1日
--	------	----------	------

財産目録等閲覧申請書（第6条）